

災害救助法適用地域の世帯の学生へ

日本学生支援機構では、災害救助法適用地域で被災された方々に、「緊急採用」（無利子）及び「応急採用」（有利子）の奨学金の申込みの受付をおこなっています。

被災された方で奨学金の貸与を希望する者は学生支援課まで申し出てください。手続きに際し、被災証明またはそれに類する書類の提出が必要となります。

【災害救助法適用地域】

＜別紙を参照のこと（平成30年9月7日更新）＞

※適用地域以外であっても、以下の場合は適用地域に準じて取り扱います。

- (1) 災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生
- (2) 上記(1)の地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生

平成30年9月11日 学生支援課